

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、労働基準関係法令違反が疑われる自動車運転者を使用する4,123事業場に対して監督指導を実施したところ、その81.2%に当たる3,346事業場で同法令違反が認められた。なお、業種ごとの監督実施事業場数、法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金 の支払	労働時間の 状況の把握
トラック	3,175	2,564 (80.8%)	1,269 (40.0%)	605 (19.1%)	170 (5.4%)
バス	270	204 (75.6%)	72 (26.7%)	45 (16.7%)	24 (8.9%)
ハイヤー・ タクシー	303	274 (90.4%)	135 (44.6%)	82 (27.1%)	30 (9.9%)
その他	375	304 (81.1%)	144 (38.4%)	80 (21.3%)	36 (9.6%)
合 計	4,123	3,346 (81.2%)	1,620 (39.3%)	812 (19.7%)	260 (6.3%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（例：自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項は主なものであり、また、2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック	3,175	1,812 (57.1%)	936 (29.5%)	1,408 (44.3%)	1,017 (32.0%)	540 (17.0%)	777 (24.5%)
バス	270	135 (50.0%)	67 (24.8%)	83 (30.7%)	52 (19.3%)	22 (8.1%)	32 (11.9%)
ハイヤー・ タクシー	303	126 (41.6%)	72 (23.8%)	88 (29.0%)	39 (12.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	375	115 (30.7%)	56 (14.9%)	78 (20.8%)	57 (15.2%)	34 (9.1%)	51 (13.6%)
合 計	4,123	2,188 (53.1%)	1,131 (27.4%)	1,657 (40.2%)	1,165 (28.3%)	596 (14.5%)	860 (20.9%)

(注) 総拘束時間：1か月又は年間の拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1（トラック）

トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

労基署の指導等

- スーパーマーケットに食品のルート配送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大125時間、年間1328時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1か月の総拘束時間が労使協定で定める月の拘束時間（310時間）を超えていること、②1日の拘束時間が15時間を超えていること、③休息期間が継続9時間を下回っていること、④連続運転時間が4時間を超えていること、が認められたため、是正勧告した。
- 休憩時間について、労働時間の途中に少なくとも1時間与えていない状況が一部認められたため、是正勧告した。
- 健康診断結果について、有所見者に対して医師からの意見聴取を行っていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 対象者の運行記録の分析、当事者からのヒアリングを行い、長時間労働の要因は、減車による過密運送にあると判断した。
 - 人員を補充し、運行スケジュール・運行間のインターバルを見直すとともに、荷主企業に対して配送ルートの変更を依頼し、時間外労働の削減に取り組んだ。
 - 荷主企業の協力を得る必要があったことから、事業主から取引先の荷主企業に申し入れを行い、従来よりも運行間のインターバルを拡大した運行スケジュールへの変更について調整することができた。
 - 休憩時間についても、荷主企業に相談し、荷下ろし作業後に、駐車スペースを休憩のために利用させてもらうなど、確実に休憩時間を取得できるよう調整することができた。
 - 健康診断結果について医師からの意見聴取を実施した。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間未満、総拘束時間が310時間以内となるなど、労働基準法違反、改善基準告示違反、労働安全衛生法違反が是正された。

事例2（トラック）

トラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守等を指導

労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、36協定で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大108時間、年間1026時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、1か月の総拘束時間が労使協定で定める月の拘束時間（302時間）を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えたトラック運転者に対して医師の面接指導等の実施に努めるよう指導した。
- 法違反の解消に向けて、労基署の労働時間相談・支援班が訪問支援を実施し、労働時間の上限規制等の説明及び働き方改革推進支援センターの利用勧奨を行った。

会社の対応

- 取引先の荷主企業を訪問し、長距離輸送の運行実態を提示して、改善に向けて協力を依頼したい事項を具体的に協議したところ、高速道路の利用、入場時間の変更、土曜出勤の回数減、運賃の見直し等の協力が得られた。
- 月80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者に対して医師との面談を希望するかどうか、確認を行うとともに、全労働者に対して、医師との面談制度について周知を行った。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、総拘束時間が284時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

事例3（バス）

地方運輸機関からの通報を契機に貸切バス事業者に対し、監督を実施し、改善基準告示の遵守等を指導

労基署の指導等

- 地方運輸機関から改善基準告示違反の通報があったことを契機に、貸切バス事業者に監督を実施したところ、改善基準告示に関し、ツアーバスのバス運転者に、①1日の拘束時間が15時間を超えていること、②休息期間が継続9時間を下回っていること、③連続運転時間が4時間を超えていること、が認められたため、是正勧告した。
- 36協定の締結がなされないまま、時間外・休日労働を行っていたため、是正勧告した。
- 就業規則について、労働者を10名以上使用しているにもかかわらず、労働基準監督署に届け出ていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- ツアーを企画する旅行会社等からの運行依頼について、受注段階で道路状況等から拘束時間や休憩時間等の見込みが十分に検討されていないケースがあったことが原因と判断し、受注を受ける段階で旅行会社等の取引先に対し、無理のない運行計画での運行を要請した。
- 36協定及び拘束時間の延長に関する協定を締結するとともに、協定に定める時間数を遵守するために、バス運転者を増員することとした。
- 就業規則を作成し、労働者代表の意見を聞いた上で、労働基準監督署に届出を行った。
- ➡ 上記対応の結果、バス運転者について、連続運転時間が4時間以内となるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

事例4（タクシー）

タクシー事業者に対し、改善基準告示の遵守及び累進歩合制の廃止等を指導

労基署の指導等

- タクシー運転者の毎月の賃金が基本給のほか運賃収入に応じた歩合給で構成されていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合制度」が採用されており、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあったため、労使間で検討の上、賃金制度を見直すなどにより、累進歩合制を廃止するよう指導した。
- 改善基準告示に関し、タクシー運転者2名について、1日の拘束時間が15時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 年次有給休暇について、年休管理簿を作成しておらず、また直近1年間で法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対し、1年以内に5日の時季指定をしていなかったことが認められたため、労働基準法違反として是正勧告した。

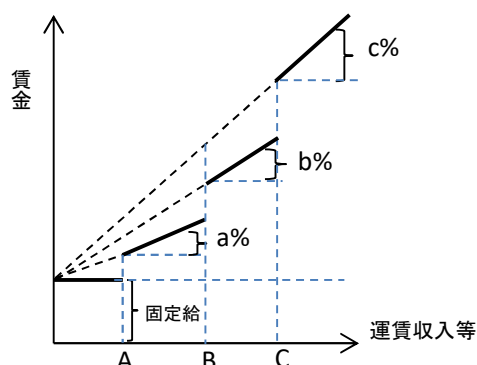
会社の対応

- 累進歩合制度を廃止し、歩合給の支給割合を一律とする新たな賃金体系を構築した。
 - 改善基準告示に定める拘束時間等の上限を周知するとともに、1日の休息期間について継続11時間以上取得できるよう、乗務時間の管理を行うこととした。
 - 年次有給休暇については、取得日数が少ない労働者に速やかに取得勧奨を行い、また個別の管理表を作成し、基準日や消化日数の管理を行うこととした。
- ➡ 上記対応の結果、タクシー運転者について、拘束運転時間が15時間以内となるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

（参考）

○ 累進歩合制度の廃止について

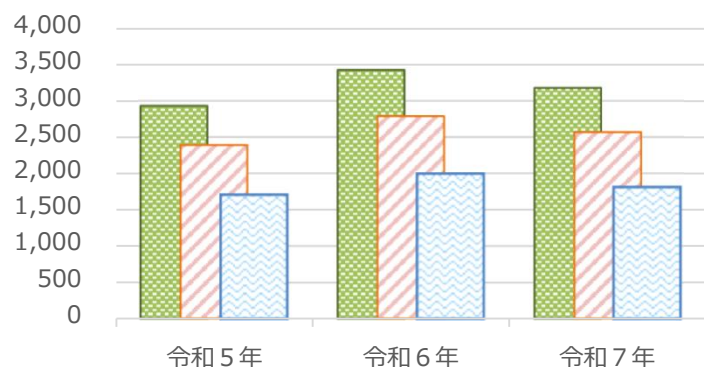
累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、その廃止を指導している。



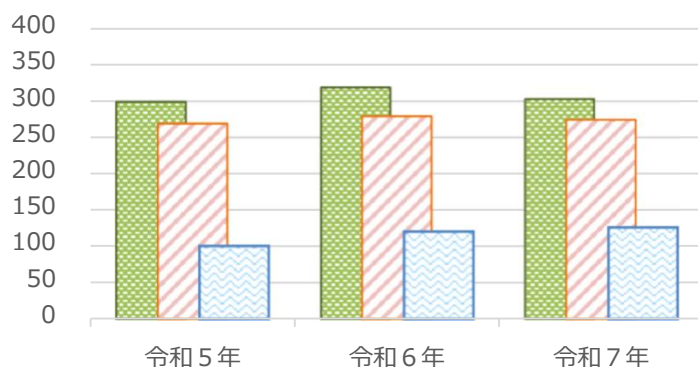
- 運賃収入等がA以下の場合
賃金＝固定給
- 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率 a %
- 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率 b %
- 運賃収入等がCを超えた場合
賃金＝固定給＋運賃収入等×歩率 c % (a < b < c)

(4) 令和5年から令和7年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

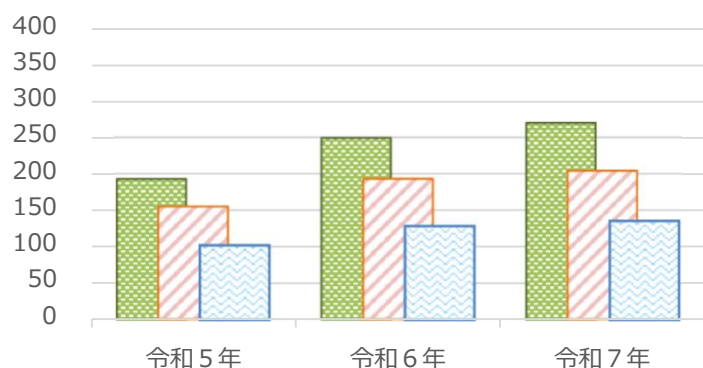
トラック



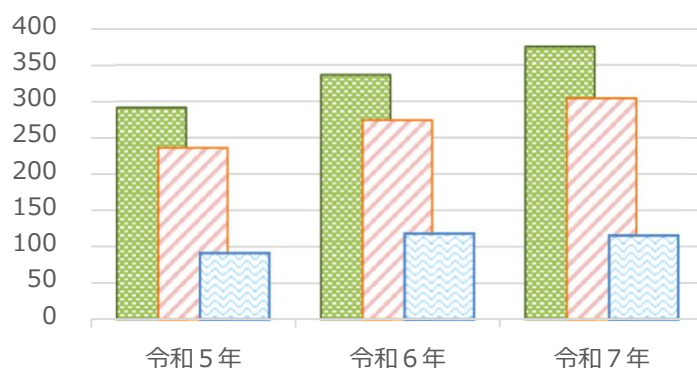
ハイヤー・タクシー



バス



その他



監督実施事業場数
 労働基準関係法令違反事業場数
 改善基準告示違反事業場数

	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年
監督実施事業場数	2,928	3,424	3,175	193	249	270	299	319	303	291	336	375
労働基準関係法令違反事業場数	2,389	2,786	2,564	155	193	204	269	279	274	236	274	304
改善基準告示違反事業場数	1,706	1,994	1,812	102	128	135	100	120	126	91	118	115

2 送検状況

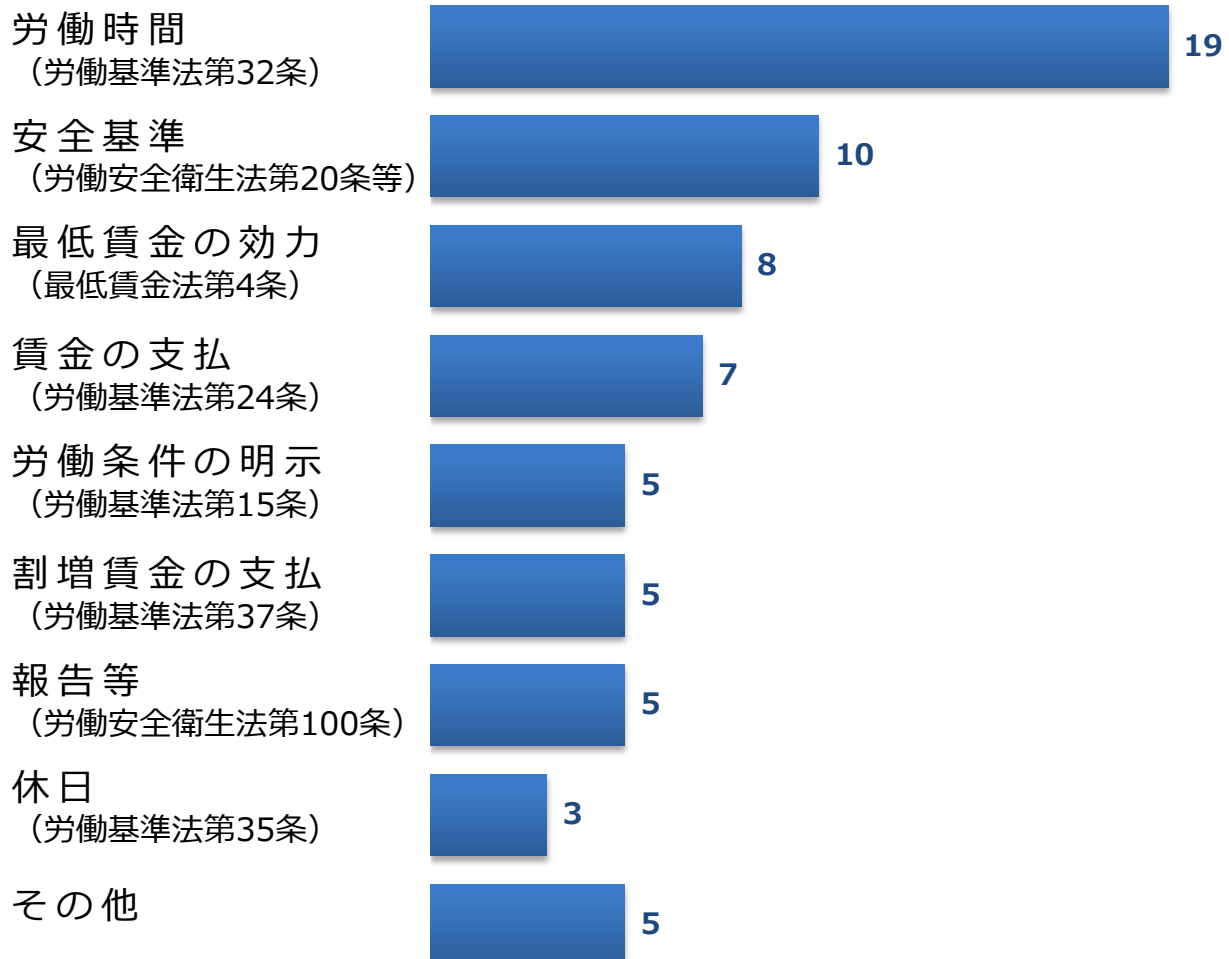
- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、自動車運転者に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、67件であった。なお、業種ごとの件数は次のとおりであった。

(件)

業種 \ 年	令和5年	令和6年	令和7年
トラック	45	42	53
バス	5	5	1
ハイヤー・タクシー	1	5	7
その他	3	7	6
合計	54	59	67

- (2) 送検法条文の内訳は、次のとおりであった。

(件)



(3) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

違法な時間外労働を行わせた疑いで、トラック事業者を送検

経 過

- トラック運転者から長時間労働に関する相談があったことを契機に監督指導を実施した。
- 調査の結果、長距離輸送を行っているトラック運転者（2名）に対し、36協定で定める延長時間（1か月当たり98時間）を超えて違法な時間外労働（1か月当たり最大167時間）を行わせていたことが発覚した。
- 当該トラック事業者に対しては、過去に複数回違法な長時間労働について労働基準法第32条違反を是正勧告していたが、毎回、一時的な改善を図るにとどまっており、法違反が繰り返されている実態を認めたため、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び取締役について
36協定で定める延長時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反

事例 2

時間外労働等に対する割増賃金を一部支払わなかった疑いで、トラック事業者を送検

経 過

- トラック運転者から実際の労働時間に見合った残業代が支払われていない旨の申告があったことを契機に監督指導を実施した。
- 調査の結果、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金について、固定残業代（4万5000円）しか支払わず、実際に支払うべき割増賃金（約11万円）を支払っていないことを確認し、是正勧告した。
- 事業者は是正に応じず、かつ同様の法違反を繰り返していたため、送検した。

被疑事実

- 事業場（法人）及び代表取締役について
労働者1名に対し、法定の労働時間を延長して労働させた時間の一部について、通常の労働時間の賃金計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなかったこと。
労働者2名に対し、午後10時から午前5時までの間（深夜）において労働させた時間について、通常の労働時間の賃金計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなかったこと。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

（件）

事項 \ 年	令和5年	令和6年	令和7年
労働基準監督署等から通報した件数	545	501	404
労働基準監督署等が通報を受けた件数	414	323	296

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署等と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

（件）

業種 \ 年	令和5年	令和6年	令和7年
トラック	96	119	100
バス	11	18	20
ハイヤー・タクシー	23	20	17
合計	130	157	137